

〈生活衛生課〉

1	事業譲渡に伴う許可申請等の際の提出書類の簡略化・削減について……………	2
2	旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について……………	3
3	違法民泊対策の取組について……………	4
4	イベントホームステイ(イベント民泊)について……………	5
5	ハンセン病に関する正しい知識の普及について……………	6
6	出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について……………	7
7	公衆浴場における入浴着を着用した入浴等への理解の促進について……………	8
8	クリーニング師研修等の受講の促進について……………	9
9	生活衛生関係営業における生産性向上ガイドライン・マニュアルについて……………	10
10	生活衛生同業組合活動推進月間の推進について……………	11
11	標準営業約款の変更認可等について……………	12
12	生活衛生同業組合の振興計画の認定事務について……………	13
13	災害に係る被災者への支援体制の整備及び災害発生時の生活衛生関係に 関する状況把握・報告の協力について……………	14
14	建築物衛生について……………	15
15	火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の推進について……………	19
16	火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務の円滑な執行について……	20
17	表題部所有者不明土地解消作業に当たって御協力いただきたい事項について……	21

# 生活衛生課

## 1 事業譲渡に伴う許可申請等の際の提出書類の簡略化・削減について

### 従前の経緯

- 「規制改革実施計画」（令和元年6月21日閣議決定）において、「個人事業主の事業承継時の手続に関し、相続について簡素な届出で許認可等の承継を認めている場合に、生前贈与を含む事業譲渡の場合にも同様に簡素な届出で承継を認めるための規定を設ける等、簡素化のための措置を講ずる」とされたところ。

### 今後の取組

- 上記を踏まえ、公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）、クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）、理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）及び美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）を改正し、事業譲渡に伴う許可申請等の際の提出書類の簡略化・削減を行い、手続の簡素化を図る予定。

具体的には、例えば、旅館業法施行規則については、旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた場合においては、同施行規則第1条に基づき都道府県知事等に提出しなければならない書類について、記載事項の省略や添付資料の省略を可能とする（譲り受けたものから変更がない部分に限る）等の措置を講ずることを想定している。

合わせて、相続による事業承継時の手続において、従来戸籍謄本の添付を求めているところ、これに代えて法定相続情報一覧図の写しの添付によることも可能とする措置を講ずる予定。

上記省令改正については、近日中にパブコメ開始を予定している。

### 都道府県等に対する要請

- 上記省令改正に伴い、各自治体においては条例改正等が想定されることから、改正省令の施行は令和2年秋を予定していることから、遺漏なき対応をお願いしたい。

## 2 旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

### 従前の経緯

- 令和2年1月28日に公布された「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」(令和2年政令第11号)は、令和2年1月31日に公布された「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令」(令和2年政令第22号)により、令和2年2月1日から施行されたところ。
- 旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応に係る留意事項について、「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年2月5日付け厚生労働省健康局結核感染症課長・医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)によりお示ししている。
- さらに、諸外国での感染者の発生状況等に鑑み、新型コロナウイルス感染症の流行地域を追加するため、令和2年2月14日、2月27日、3月7日付けで事務連絡を発出している。

### 都道府県等に対する要請

- 宿泊施設に対し、保健所による感染経路の状況把握等に対応するために宿泊者名簿を備え付けるよう、改めて指導願いたい。さらに、感染症対策担当課と連携し宿泊施設に必要な情報の提供に努められたい。

### 3 違法民泊対策の取組について

#### 従前の経緯

- 健全な民泊の普及を図るため民泊に関する一定のルールを定めた住宅宿泊事業法及び違法民泊取締り強化を内容とする改正旅館業法が、平成30年6月15日より施行されている。
- 旅館業法違反のおそれがあると把握している事案については、平成31年3月末時点で3,555件との報告を受けており、大幅に減少しているものの依然として違法民泊対策は喫緊の課題である。

#### 今後の取組

- 観光庁、警察庁等の関係省庁とも連携し、違法民泊対策の更なる徹底を図る。

#### 都道府県等に対する要請

- 効果的な違法民泊対策等があれば、厚生労働省に情報提供いただきたい。また、違法民泊取締りの事例を厚生労働省HP中「旅館業のページ」に掲載しているため、適宜ご参照いただきたい。
- 違法民泊をなくすための啓発メッセージ（宿泊者向け、事業者向け）について、外国語訳（16カ国語）も含め作成し、厚生労働省HP中「旅館業のページ」に掲載している。外国人宿泊者等に対する説明等、観光部局とも連携して適宜ご活用いただきたい。
- 民泊制度運営システムの更新のため、都道府県等においては、毎月、旅館業法許可物件を厚生労働省あて報告いただいているところ。今後も同システム更新のため、新規追加・変更・削除があった物件については、毎月15日までに前月末の状況の報告をお願いしたい。
- 東京オリンピックの開催に向け、都道府県等におかれては、引き続き違法民泊取締りの徹底にご協力をお願いしたい。

## 4 イベントホームステイ（イベント民泊）について

### 従前の経緯

- イベント民泊とは、年数回程度のイベント開催時に、開催地の自治体の要請等により自宅を提供し宿泊者の入れ替わりがない態様で宿泊させる場合について、旅館業に該当しないものとして取り扱い、自宅提供者が旅館業法に基づく営業許可なく宿泊サービスを提供することを可能とするもの。

平成28年4月にイベント民泊の実施に係る手続きの内容・手順や留意事項等を記載した「イベント民泊ガイドライン」を作成し、これまで周知を図ってきたところ。

- 昨年12月25日付けで、「イベント民泊ガイドライン」を以下の通り改訂。

#### ①通称の変更

イベント民泊の趣旨をより明確にするため、「イベント民泊ガイドライン」を「イベント民泊ガイドライン（イベントホームステイガイドライン）」に、「イベント民泊」を「イベントホームステイ（イベント民泊）」に変更。

#### ②イベントホームステイ（イベント民泊）の実施要件の変更

「宿泊施設の不足が見込まれる」場合のほか、「ホームステイでの宿泊体験を通して、地域の人々と旅行者の交流を創出する」ことを目的とする場合もイベント民泊を実施することができるよう要件を変更。

### 都道府県に対する要請

- 観光部局から相談があった場合は、ガイドラインに則り、連携した対応をお願いしたい。

## 5 ハンセン病に関する正しい知識の普及について

### 従前の経緯

- 平成 15 年 11 月に、熊本県において、ハンセン病療養所の入所者がホテルでの宿泊を拒否されるという極めて遺憾な事例が発生した。
- 当時、「ハンセン病に関する正しい知識の普及について」（平成 15 年 11 月 19 日付け健疾発第 1119001 号健衛発第 1119001 号厚生労働省健康局疾病対策課長・厚生労働省健康局生活衛生課長通知）を発出し、ハンセン病に関する正しい知識の普及と啓発を都道府県等をお願いし、再発防止に努めてきたところ。

### 都道府県等に対する要請

- ハンセン病については、飲食や入浴などの日常生活を通じて感染するものではなく、旅館業法第 5 条第 1 号及び公衆浴場法第 4 条にいう「伝染性の疾病」には該当しない。この点について、改めて営業者等への周知及び指導・監督方お願いするとともに、引き続き、貴管下市町村、関係機関、関係団体等に幅広くハンセン病に関する正しい知識の普及と啓発に努められたい。

## 6 出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について

### 従前の経緯

- 出張理容・出張美容の衛生を確保等するため、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知）（以下「要領」という。）をお示ししているところ。
- 高齢化により、今後も出張理容・出張美容に対する需要の増加が見込まれることを踏まえ、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について（再周知）」（令和元年10月16日付け薬生衛発1016第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）において、要領の再周知等を依頼したところ。

### 都道府県等に対する要請

- 出張理容・出張美容の衛生を確保するため、出張理容・出張美容の実施主体に対し、要領について改めて周知徹底いただきたい。
- 出張理容・出張美容を行う者に対する衛生の確保のための指導等は、必要に応じて条例や要綱等を制定するなどにより行われたい。
- 出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者に限定しない場合には、これらの者以外が出張理容・出張美容を行う場合において、要領に基づく衛生措置が確保されるよう、ホームページ等により出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先の周知を図るとともに、必要に応じて営業者の名称、営業区域、従業員等について把握等ができる条例や要綱等を制定するなどにより、衛生の確保のための指導に遺漏なきを期されたい。
- 各自治体の出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況を参考資料として配布しているので、対応を検討する際に参考とされたい。



## 7 公衆浴場における入浴着を着用した入浴等への理解の促進について

### 従前の経緯

- 乳がん患者の方が入浴時に着用する入浴着については、「ユニバーサル観光の推進について」（平成23年1月17日付け総務省・厚生労働省・国土交通省事務連絡）により、理解を促進し不当な理由により入浴拒否が生じないよう、周知徹底を依頼したところ。
- 公衆浴場における入浴着を着用した入浴等に関して、「公衆浴場における入浴着を着用した入浴等への理解の促進について（周知）」（平成30年6月28日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）において、管内の入浴施設等の事業者に対し周知の徹底を依頼したところ。

### 今後の取組

- 厚生労働省においては、上記について、厚生労働省HP中「公衆浴場のページ」に掲載している他、月刊厚生労働への掲載や、毎週月曜と金曜に厚生労働省ツイッターにおいて、周知を行っているところであり、引き続き周知を行う。

### 都道府県等に対する要請

- 事業者等への周知が十分とは言えないケースもあることから、既に周知を実施している都道府県等におかれては、その取組を継続いただくとともに、未実施の都道府県等におかれては、管内の入浴施設等の事業者に対し周知の徹底を図り、適切な対応がとられるようご協力をお願いしたい。
- 消費者の理解も十分に促進されるよう、都道府県等のがん対策主管部局や障害保健福祉主管部局等の関係部署とも連携しつつ、都道府県等のホームページなどにおいて情報提供を図るとともに、管内の入浴施設等の事業者に対し、積極的な情報発信を行うよう依頼する等のご協力をお願いしたい。

## 8 クリーニング師研修等の受講の促進について

### 従前の経緯

- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習については、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師等の資質の向上、知識の修得及び技能の向上を図ることを目的として、平成元年に制度化され、クリーニング業法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 35 号）に基づき、「3 年を超えない期間ごとに」研修等を受けることとされている。
- これまでも、都道府県、（公財）全国生活衛生営業指導センター及び研修実施機関である（公財）都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）とともに受講勧奨を進めており、研修等の教材の見直しや受講者の高齢化等を踏まえ、通信制の活用を図るなど、受講しやすいよう配慮も行われているところであるが、受講率は例年低い水準となっている。

### 今後の取組

- 研修等の受講率を向上させるためには、今後とも、関係者が連携し受講勧奨を進めていくことが必要であるが、特に、都道府県が管理するクリーニング師等に関する情報を都道府県指導センターに提供いただくことにより、効果的に取り組むことが期待されるため、こうした関係機関の連携について引き続き協力を依頼していくこととしている。

### 都道府県に対する要請

- 受講勧奨を行う中心的役割を担う都道府県指導センターに対し、クリーニング師に関する名簿情報（登録番号、氏名、住所）等の提供をお願いする。  
また、当該情報については、各年度末、若しくは年度当初にご提供いただきたい。  
なお、情報提供に関し、個人情報関係条例等の適用にあたっては本事業の趣旨、目的並びに情報を管理する法人等の特性について十分斟酌の上、特段の御配慮をお願いする。
- 既に情報提供についてご対応いただいている都道府県におかれては、ご提供いただく名簿情報と実態に乖離が生じている場合もあることから、クリーニング所の廃止、クリーニング師の死亡に伴う免許の返納等を適切に名簿に反映されるようお願いする。
- クリーニング師研修等の受講について、営業者等に対する周知を徹底すること等により、研修の適正な実施をお願いする。

## 9 生活衛生関係営業における生産性向上ガイドライン・マニュアルについて

### 従前の経緯

- 「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）に基づき、2020 年までを「生産性革命・集中投資期間」とし、中小企業・小規模事業者に対して集中的支援を行うこととされている。

また、飲食店営業や旅館業を含む生活衛生関係営業は中小零細企業が大半を占めており、生産性の低い業種との指摘もあることから、集客力や付加価値の向上、業務の見直しにより生活衛生関係営業における生産性向上を強力に推進していく取組として「生活衛生関係営業の生産性向上を図るためのガイドライン・マニュアル」を平成 30 年度に作成し、今年度はこれらを用いた個別相談等を実施している。

### 今後の取組

- 令和 2 年度においては、民間コンサルタントと（公財）都道府県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）が連携して、ガイドライン・マニュアルを用いた個別相談等を引き続き実施するとともに、新たに商店街など複数の店舗を対象とした地域単位での相談に取り組む予定である。
- また、上記事業により集積したノウハウを、ガイドライン・マニュアルの更新に反映・活用することで、生活衛生関係営業者にとっての課題や目標を明確にし、取組意欲の向上や振興促進を図ることで一層の生産性向上につなげることとする予定。

### 都道府県等に対する要請

- 「ガイドライン・マニュアル」については、厚生労働省HP中「生活衛生対策」のページに掲載しており、関係機関や生衛事業者に対する当該情報の活用や普及の啓発にご協力いただきたい。
- 指導センター等の経営コンサルティング能力の向上も本事業の重要な要素であるため、各都道府県におかれては、経営コンサルティング業者と地域の指導センター等の関係機関との連携についてご協力をお願いする。

## 10 生活衛生同業組合活動推進月間の推進について

### 従前の経緯

- 生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（以下「生衛法」という。）に基づいて設立された組織であり、生衛組合が自主的に衛生措置の基準を遵守し、衛生施設の改善向上、経営の健全化を図るとともに、生活衛生関係営業の振興の計画的推進等に向けて組合員を指導する役割を担っていることから、生衛組合を通じた同業者のネットワークは、衛生行政の推進において益々重要な基盤となっている。
- 近年、生衛組合に対する意識の希薄化、組織基盤の脆弱化も否めない状況にあることから、平成23年度より生活衛生課長通知を発出し、生衛組合の活動に関して協力をお願いしている。
- こうした中、より一層、生衛組合の活動の推進等の機運を全国的に高めていくための方策として、（一社）全国生活衛生同業組合中央会において、平成26年度から毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」として定め、（公財）全国生活衛生営業指導センター、（公財）都道府県生活衛生営業指導センター、関係機関及び関係団体の連携のもとに、生衛組合に関する周知広報や組合活動の活性化のため、様々な取組みを重点的に展開している。

### 今後の取組

- 推進月間は、来年度が7年目の実施となり、今後も継続して実施していく予定である。推進月間においては、次の5項目を重点活動項目として取り組んでおり、事業内容は随時見直しつつ、推進月間を展開していく予定である。
  - ①衛生基準の遵守に向けた自主点検活動等の衛生活動の推進
  - ②生衛組合に関する周知広報の推進
  - ③生衛組合を中心としたネットワークの拡充
  - ④後継者や若手人材の育成及び若手による組合活動の活性化
  - ⑤営業者、消費者、行政等の関係機関による連携や対話の推進

### 都道府県等に対する要請

- 来年度においても、引き続き、生衛組合及び（公財）都道府県生活衛生営業指導センター等が実施する推進月間にて、新規営業者をはじめとする組合未加入の事業者及び生衛組合への情報提供や周知広報等への、ご支援ご協力をお願いする。

## 1 1 標準営業約款の変更認可等について

### 従前の経緯

- 標準営業約款制度は、国民の日常生活に密接に関連する営業である生衛業が提供するサービスや技術、設備の内容等を適正かつ明確に表示することにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の選択の利便性を図ることを目的に、(公財) 全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の指定する業種について、当該業種ごとに、厚生労働大臣の認可を受けて、営業方法又は取引条件等を設定することとされており、現在、クリーニング業(昭和 58 年 3 月 26 日認可)、理容業(昭和 59 年 10 月 18 日認可)、美容業(昭和 59 年 10 月 18 日認可)、めん類飲食店営業(平成 17 年 1 月 21 日認可)及び一般飲食店営業(平成 17 年 1 月 21 日認可)の 5 業種が設定されている。

### 今後の取組

- 「生活衛生同業組合活動推進月間」と同様、毎年 11 月を「標準営業約款普及登録促進月間」として、制度の普及啓発等を行っており今後も継続していく予定である。また、必要に応じ、標準営業約款の変更等について行う予定である。

### 都道府県等に対する要請

- 毎年 11 月を「生活衛生同業協同組合活動推進月間」に定め、新規営業者をはじめとする組合未加入の事業者及び生衛組合への情報提供や周知広報等への、ご支援ご協力を頂いているが、標準営業約款の登録店舗数が減少傾向にあること等を踏まえ、同様に「標準営業約款普及登録促進月間」についても、営業者に対する登録促進及び、利用者に対する標準営業約款制度の周知について、改めてご協力をお願いする。

## 1 2 生活衛生同業組合の振興計画の認定事務について

### 従前の経緯

- 生衛組合が策定する振興計画の基準となる振興指針のうち、令和元年度は、興行場営業、旅館業、浴場業及び飲食店営業（めん類）の4業種の見直しについて、昨年11月～本年1月に厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の調査審議を経て、令和2年3月5日厚生労働省告示（第51～54号）が示され、令和2年4月1日から適用予定としている。

### 今後の取組

- 今年度見直しを行った4業種（興行場営業、旅館業、浴場業及び飲食店営業（めん類））について、3月5日の告示を経て来年度（令和2年4月1日から）から適用予定としている。
- また、令和2年度については、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業の3業種の振興指針の見直しを行う予定である。

### 都道府県等に対する要請

- 振興指針見直しの告示後、各組合において振興計画の変更認定申請を行うこととなるが、都道府県担当部局においても、変更認定申請等が円滑に行われるよう、貴管下生衛組合に対する適切な指導方よろしく願います。

### 1.3 災害に係る被災者への支援体制の整備及び災害発生時の生活衛生関係に関する状況把握・報告の協力について

#### 従前の経緯

- 近年、震災や水害等、広域な大規模災害が頻発しており、令和元年度も昨年9月の台風17号、同年10月の台風19号の他、同年10月には長野県を中心とする大規模水害など様々な災害が発生している。
- 現在、被災自治体に対して災害発生時には、災害に係る被災者等の要援護者への緊急対応について必要に応じて生衛組合との連絡調整の依頼、火葬場や生活衛生関係業者の被害状況の把握及び当課への報告についてお願いをしている。

#### 今後の取組

- 昨年度と同様、災害発生時において、被災自治体への支援のための協力依頼を生活衛生同業組合連合会に行う予定であり、必要に応じて被災自治体との連絡調整を行う。
- また、災害発生時に被災自治体に対し、火葬場や生活衛生関係業者に関する被害状況の把握及び当課への報告をお願いする。

#### 都道府県等に対する要請

- 災害発生時に円滑に入浴支援や宿泊支援などを行うため、平時から管内市区町村、関係機関、関係部局等と連絡調整し、支援の実施手順や災害救助法適用時の事務手順等の確認をお願いする。
- 災害発生時に被災自治体に対し、火葬場や生活衛生関係業者に関する被害状況の把握及び当課への報告をお願いする。

## 1.4 建築物衛生について

### (1) 新たな外国人材受入（ビルクリーニング分野）について

#### 従前の経緯

- 平成30年の臨時国会（第197回国会（臨時会））で成立した改正入管法により、昨年4月から、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材確保が困難な産業上の分野については、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる仕組みが構築され、ビルクリーニング分野においても、外国人の受入れが始まったところである。
- ビルクリーニング分野においては、制度開始から5年間で、最大37,000人を受け入れることを見込んでいた。昨年は国内6箇所及びミャンマーにおいて技能試験を実施し、約300人が合格した。また、技能実習2号修了者が特定技能1号に在留資格を変更する事例も増えているところである。

#### 今後の取組

- 令和2年度以降も、国内試験及びミャンマー等において国外試験を実施し、特定技能外国人の受入れを進めていく。
- また、厚生労働省内に設置している「ビルクリーニング分野特定技能協議会」等において、特定技能制度の趣旨や優良事例の周知、大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討等について協議することとしている。

#### 都道府県等に対する要請

- 受入れ機関の要件として、建築物衛生法に基づく建築物清掃業等の登録を受けていることとしていることから、特定技能外国人を受け入れるために、建築物衛生法に基づく建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録について、新たに申請がなされることもありうるので、その際には、建築物衛生法に基づく適切な審査方よろしく願います。
- 新たな外国人材受入れに係る問い合わせがなされた場合には、制度全般、入国・在留手続き等については、法務省（入国管理局（4月以降は出入国在留管理庁）、地方入国管理局（4月以降は地方出入国在留管理局））を、ビルクリーニング分野特有の事項（分野別運用方針、分野別運用方針に係る運用要領等）については、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課などをお問い合わせ先として御案内いただきたい。



- ビルクリーニング分野における特定技能制度の説明等を希望される場合は、厚生労働省から講師を派遣することも可能であることから、別途御相談いただきたい。

## (2) ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインについて

### 従前の経緯

- 平成 27 年 6 月 10 日付けで各都道府県（契約担当課、市町村担当課）に「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインについて」（健発 0610 第 5 号厚生労働省健康局長通知）を通知している。
- これは、国民の安全・安心の確保、中長期的なトータルコストの縮減などの観点などから、建築物の適切な維持管理の重要性が増している中で、国及び地方公共団体が所有する建築物（公共建築物）について、ビルメンテナンス業務の発注関係事務を適切に行うに当たり留意いただきたい事項について取りまとめたもの。
- ガイドラインでは、ビルメンテナンス業務の発注関係事務を、（1）維持管理計画策定（2）業務発注準備（3）入札契約（4）業務実施（5）業務完了後の 5 段階に整理し、具体的には、仕様書の作成に当たり必要事項を確実に盛り込むこと、仕様書に基づき最新の労務・資材単価を反映した予定価格を積算すること、入札に当たっては競争参加資格の設定や評価項目の設定（総合評価方式の場合）を適切に行うこと、業務の実施中・完了後においては発注者が履行確保の状況を確認することなどを掲げている。

### 今後の取組

- 令和元年 6 月に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）の改正により、「公共工事の目的物の適切な維持管理」が発注者の責務として明記され、公共建築物の適切な維持管理の重要性はさらに増しているところである。この品確法の改正の趣旨を踏まえ、今後、ガイドラインの見直しを行うこととしている。

### 都道府県等に対する要請

- 都道府県、市町村の契約担当部署においては、発注者（建築物衛生法に規定される特定建築物を含む公共建築物の維持管理権原者）として、このガイドラインに留意いただくことでダンピング受注の排除等に取り組んでいただき、ビルメンテナンス業務の品質の向上（建築物の環境衛生の向上）につなげていただきたいと考えており、引き続き、御協力を御願います。
- 平成 28 年に本ガイドラインの履行調査を行ったところであるが、今後、ガイドラインの見直しにあたって、ガイドラインの遵守状況等について調査

を実施することとしており、ご協力をお願いする。

加えて、昨今の最低賃金をめぐる動向（※1）を踏まえ、本ガイドラインにおいて示されている最低賃金に関する事項（※2）に、特段の留意が必要となっている。

（※1）令和元年度の最低賃金の改定額の全国加重平均額は 901 円（前年度 874 円）となっており、27 円の引上げは、目安制度が始まった昭和 53 年度以降で最大の引上げとなったこと（昨年度は 26 円の引上げ）

（※2）入札契約段階において、「入札に当たっては、必要に応じ、参加しようとする者に対し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）による最低賃金に係る制度（最低賃金額の改定等）について十分周知することとする。」とし、また、業務実施段階において、「最低賃金額の改定、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により必要があると認める場合は、代金の額の変更を検討する。」としていること

- 都道府県の建築物衛生法令の所管部署においては、契約担当部署並びに国の地方支分部局、特殊法人等の地方事務所、管内の市町村等から、本ガイドラインに基づく取組の実施に当たり、仕様書の作成、競争参加資格の設定、実施業者の業務履行状況の確認等の場面で、「建築物環境衛生管理基準」、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の都道府県知事登録制度」等について技術的な支援（情報提供等）が求められることもあるところ、適切に御助言いただくなどにより協力していただきたい。
- また、本ガイドラインの説明会をブロック単位で実施することとしており、契約担当部署並びに国の地方支分部局、特殊法人等の地方事務所、管内の市町村等に対して、受講勧奨いただきたい。

## 15 火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の推進について

### 従前の経緯

- 「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「方針」という。）において、「火葬場の健全かつ安定的な経営の持続性を確保するため、火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の取組事例等を地方公共団体に2019年度中に情報提供する」とされたことを踏まえ、昨年10月に、火葬場の広域化・官民連携を検討する上で参考となるような取組を実施している地方公共団体に対し、取組事例に関する調査への協力を依頼したところ。

### 今後の取組

- 現在、上記調査の結果を取りまとめているところであり、本年度中に地方公共団体に取組事例を情報提供する予定である。

### 都道府県等に対する要請

- 火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の検討を予定している地方公共団体におかれては、上記取組事例を検討の参考としていただきたい。

## 16 火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務の円滑な執行について

### 従前の経緯

- 「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定。以下「方針」という。）において、「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条）については、地方公共団体における事務の実態等を調査した上で、地方公共団体が当該事務を円滑に執行するための方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされたところ。

### 今後の取組

- 今後、行旅病人及行旅死亡人取扱法の担当課と連携し、上記事務の実態等を調査した上、本年中に、その調査結果を踏まえた対応方策について検討結果を得る予定である。

### 都道府県等に対する要請

- 今後、各地方公共団体に対し、上記事務の実態等の調査への協力を依頼する予定であるので、ご協力をお願いしたい。

## 17 表題部所有者不明土地解消作業に当たって御協力いただきたい事項について

### 従前の経緯

- 「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」（令和元年法律第15号。以下「法」という。）が昨年の通常国会において成立し、同年1月22日から一部施行されており、法務局において法に基づく表題部所有者不明土地解消作業を開始しているところである。

法においては、登記官に所有者の探索に必要な調査権限を付与するとともに、第8条において、その探索のために必要な限度で、関係地方公共団体の長その他の者に対し、表題部所有者不明土地の所有者に関する情報の提供を求められることができる旨の規定が設けられている。

### 今後の取組

- 表題部所有者不明土地のうち、特に所有者の探索が難しい「字持地」及び「記名共有地」については、登記記録上の地目が「墓地」となっている土地が多く、これらの土地の所有者の探索に当たっては、地方公共団体の保有する墓地台帳が非常に重要な資料となる。

### 都道府県等に対する要請

- ついては、今後、法務局から、第8条の規定に基づいて、配布資料の別記第3号様式により墓地台帳の情報の提供の求めがあったときには、可能な限り御協力いただきたい。